

### 資料 3 情報公開・個人情報保護審議会諮問書・答申書

#### (1) 個人情報の保護に関する法律等の改正に伴う個人情報保護制度における対応について

情公第15号

平成28年9月2日

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会  
会長 宇賀克也様

神奈川県知事 黒岩祐治

個人情報の保護に関する法律等の改正に伴う個人情報保護制度における対応について（諮問）

平成27年9月9日に個人情報の保護に関する法律の改正法が、平成28年5月27日に行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正法がそれぞれ公布され、前者は平成29年9月まで、後者は同年11月までの間の政令で定める日から全面施行されることに伴い、本県の個人情報保護制度についても所要の対応を講ずる必要が生じております。

つきましては、神奈川県個人情報保護条例第54条の規定に基づき、次のとおり諮問します。

#### 諮問事項

個人情報の保護に関する法律等の改正に伴う個人情報保護制度における対応について

個人情報の保護に関する法律（以下「個情法」という。）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行個法」という。）の改正法が公布され、前者は平成29年9月まで、後者は同年11月までの間の政令で定める日から全面施行される。これらの法律の改正内容を受け、本県の個人情報保護制度においては次のとおり神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）の見直し等を検討していることから、その当否について、意見を求めます。

#### 1 目的規定について

改正後の個情法及び行個法で追加された「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資する」という部分は、「個人情報の有用性」の例示に過ぎず、「個人の権利利益の保護」という両法の最重要の目的自体に変更はない。

この法改正の趣旨を踏まえると、条例の目的規定では、既に「個人情報の有用性」に配慮する旨規定しており、改正を要する特段の理由が認められないことから、目的規定の改正は行わない。

#### 2 「個人情報」の定義について

改正後の個情法及び行個法では、指紋データや旅券番号等を新たに「個人識別符号」として定義し、これが含まれる情報も「個人情報」に当たるとして、個人情報の定義の明確化を図っている。

この法改正の趣旨を踏まえ、条例においても、個情法及び行個法に倣い、個人情報の定義を明確化する改正

を行う。

### 3 機微情報に係る規定について

条例では、いわゆる機微情報である「思想、信条及び宗教」等4項目について、その取扱い自体を原則禁止とする制限を設けている。

改正後の個人情報及び行個法では、機微情報について「要配慮個人情報」として11項目（政令の案から想定）を規定し、その他の個人情報より手厚い配慮のもと取り扱うこととしている。

この法改正の趣旨を踏まえ、条例における機微情報への取扱制限は維持しつつ、条例に取扱いを原則禁止とする項目を追加し、「要配慮個人情報」の項目と一致させる改正を行う。

### 4 小規模事業者に係る規定について

条例では、事業者に係る規定を置いているが、それらは個人情報法の対象とならない、5,000人以下の個人情報を取り扱う事業者（以下「小規模事業者」という。）を対象とするものと、小規模事業者に限らず全ての事業者を対象とするものの2種類に区分される。

改正後の個人情報法では、小規模事業者も個人情報法による規制の対象に含まれることとなった。

この法改正の趣旨を踏まえ、小規模事業者を対象とする条例の規定である第47条から第50条までについては、当該規定を削る改正を行う。

神奈川県知事 黒岩祐治 殿

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会  
会長 宇賀克也

個人情報の保護に関する法律等の改正に伴う個人情報保護制度における対応について（答申）

神奈川県個人情報保護条例第54条の規定に基づき平成28年9月2日付け情公第15号で諮問のありました標記のことについては、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めます。

#### 当審議会の意見

個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正内容を受けて貴職が神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）の見直し等を検討する次の1から4までの項目についての当審議会の意見は、次のとおりです。

##### 1 目的規定について

目的規定の改正を行わないという諮問内容は適当なものと認める。

なお、匿名加工情報（行政機関非識別加工情報）の提供制度に相当する制度の導入を県が図る際には、目的規定について改めて検討すること。

##### 2 「個人情報」の定義について

条例において、個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に倣い、個人情報の定義を明確化する改正を行うという諮問内容は、適当なものと認める。

##### 3 機微情報に係る規定について

条例における機微情報への取扱制限は維持しつつ、条例に取扱いを原則禁止とする項目を追加し、「要配慮個人情報」の項目と一致させる改正を行うという諮問内容は、適当なものと認める。

なお、実施機関が条例に取扱いを原則禁止とする項目を取り扱う場合には、当審議会への諮問が必要となる場合があることから、改正する規定の施行日までに所要手続のための相当の期間を設けるなど、事務の遂行に支障がないよう配慮すること。

##### 4 小規模事業者に係る規定について

小規模事業者を対象とする条例の規定である第47条から第50条までについては、当該規定を削る改正を行うという諮問内容は、適当なものと認める。

(2) 番号利用法第 26 条第 1 項の規定に基づく特定個人情報保護評価

情公第20号

平成28年10月25日

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会  
会長 宇賀克也様

神奈川県知事 黒岩祐治

「県税の賦課、徴収等に関する事務」における特定個人情報保護評価書について（諮問）

このことについて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第26条第1項に規定する特定個人情報保護評価を実施するにあたり、別紙の特定個人情報保護評価書について貴審議会の意見をいただきたいので、諮問いたします。

答申第37号  
平成28年11月4日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治 殿

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会  
会長 宇 賀 克 也

「県税の賦課、徴収等に関する事務」における特定個人情報保護評価書について（答申）

平成28年10月25日付け情公第20号で諮問のありました標記の特定個人情報保護評価書については、審議の結果、その内容を適当なものと認めます。

(3) 番号利用法第 26 条第 1 項の規定に基づく特定個人情報保護評価

情公第21号

平成28年10月25日

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

会長 宇賀克也様

神奈川県知事 黒岩祐治

「住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」  
における特定個人情報保護評価書について（諮問）

このことについて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第26条第1項に規定する特定個人情報保護評価を実施するにあたり、別紙の特定個人情報保護評価書について貴審議会の意見をいただきたいので、諮問いたします。

答申第38号  
平成28年11月4日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治 殿

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会  
会長 宇 賀 克 也

「住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」  
における特定個人情報保護評価書について（答申）

平成28年10月25日付け情公第21号で諮問のありました標記の特定個人情報保護評価書については、審議の結果、その内容を適当なものと認めます。

(4) 神奈川県が設立した地方独立行政法人に関して神奈川県個人情報保護条例第6条の規定に基づき当該地方独立行政法人及び知事が取り扱う個人情報の取扱いについて

情公第22号

平成28年10月25日

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会  
会長 宇賀克也様

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県が設立した地方独立行政法人に関して神奈川県個人情報保護条例第6条の規定に基づき当該地方独立行政法人及び知事が取り扱う個人情報の取扱いについて（諮問）

地方独立行政法人での取扱制限事項に係る個人情報の取扱いについては、平成22年度に地方独立行政法人神奈川県立病院機構が設立されるに先立ち、神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第6条の規定に基づき神奈川県個人情報保護審議会（当時）の意見を伺い、「職員の任命・解雇等関係事務」に係る個人情報の取扱いの制限等について答申をいただいているところです。

さて、本県では平成29年4月を目途に地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所を設立する準備を進めており、その後も、別の地方独立行政法人の設立を予定しております。新たに設立される地方独立行政法人においても、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）等の規定により、神奈川県立病院機構と同様に、役職員の任命・解雇等の事務を執り行うことから、条例第6条の規定に基づき、次の諮問事項の可否について神奈川県情報公開・個人情報保護審議会の意見を求めます。

**諮問事項**

1 神奈川県立病院機構における取扱制限事項に係る個人情報の取扱いについて

平成22年3月25日付けで神奈川県病院事業管理者（当時）に対して神奈川県個人情報保護審議会（当時）が答申した、番号13から番号23までの答申に係る事務は、地方独立行政法人法が適用される地方独立行政法人にあっては一律に当該事務を執り行うことから、現在は「神奈川県立病院機構」に限って適用されるところ、適用範囲を「県が設立した地方独立行政法人」に一般化する。

2 知事における取扱制限事項に係る個人情報の取扱いについて

平成22年3月25日付けで神奈川県知事に対して神奈川県個人情報保護審議会（当時）が答申した、番号25の答申に係る事務は、地方独立行政法人の設立を所管する室課所にあっては一律に当該事務を執り行うことから、現在は「県立病院課」に限って適用されること、適用範囲を「地方独立行政法人に係る事務を所管する室課所」に一般化する。



答申第 39 号  
平成 28 年 11 月 4 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治 殿

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会  
会長 宇 賀 克 也

神奈川県が設立した地方独立行政法人に関して神奈川県個人情報保護条例第 6 条の規定に基づき当該地方独立行政法人及び知事が取り扱う個人情報の取扱いについて（答申）

神奈川県個人情報保護条例第 6 条の規定に基づき平成 28 年 10 月 25 日付け情公第 22 号で諮問のありました標記のことについては、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めます。

(5) 神奈川県情報公開条例第 23 条による情報提供に係る行政文書に個人情報が含まれる場合  
の神奈川県個人情報保護条例上の取扱いについて

情公第34号

平成29年 3月21日

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会  
会長 宇賀克也様

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県情報公開条例第23条による情報提供に係る行政文書に個人情報が含まれる場合の  
神奈川県個人情報保護条例上の取扱いについて（諮問）

神奈川県情報公開条例（以下「情報公開条例」という。）第23条による情報の提供に係る行政文書に個人情報が含まれる場合における神奈川県個人情報保護条例（以下「個人情報保護条例」という。）第9条第2項及び第10条第2項の規定に基づく保有個人情報の取扱いに関する次の諮問事項の当否について、神奈川県情報公開・個人情報保護審議会の意見を求めます。

諮問事項

1 個人情報保護条例第9条第2項による「目的外提供」について

情報公開請求されれば明らかに全部公開となるような行政文書を、情報公開条例第23条により県民に情報提供する場合について、類型的な事例として、当該行政文書に含まれる個人情報の取扱目的以外の目的による提供を可能とする。

2 個人情報保護条例第10条第2項による「オンライン結合」について

情報公開請求されれば明らかに全部公開となるような行政文書を、情報公開条例第23条により県民に情報提供する場合について、類型的な事例として、当該行政文書に含まれる個人情報のオンライン結合による提供（ホームページへの掲載によるインターネット利用者への提供）を可能とする。

3 既存の類型答申の廃止について

諮問事項1が認容される場合、平成22年1月14日付け類型答申（情報公開請求されれば明らかに全部公開となるような行政文書を、情報公開条例第23条により県民に情報提供する場合（県民の求めに応じた情報提供に限る。）について、当該行政文書に含まれる個人情報の取扱目的以外の目的による提供を認めたもの。）は、廃止する。

答申第 40 号

平成 29 年 3 月 30 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治 殿

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

会長 宇 賀 克 也

神奈川県情報公開条例第 23 条による情報提供に係る行政文書に個人情報が含まれる場合の  
神奈川県個人情報保護条例上の取扱いについて（答申）

神奈川県個人情報保護条例（以下「個人情報保護条例」という。）第 9 条第 2 項及び第 10 条第 2 項の規定に基づき平成 29 年 3 月 21 日付け情公第 34 号で諮問のありました標記のことについての当審議会の意見は次のとおりです。

#### 当審議会の意見

##### 1 個人情報保護条例第 9 条第 2 項による「目的外提供」について

情報公開請求されれば明らかに全部公開となるような行政文書を、神奈川県情報公開条例第 23 条により県民に情報提供する場合について、類型的な事例として、当該行政文書に含まれる個人情報の取扱目的以外の目的による提供を可能とする諮問内容は、適当なものと認める。

##### 2 個人情報保護条例第 10 条第 2 項による「オンライン結合」について

情報公開請求されれば明らかに全部公開となるような行政文書を、神奈川県情報公開条例第 23 条により県民に情報提供する場合について、類型的な事例として、当該行政文書に含まれる個人情報のオンライン結合による提供（ホームページへの掲載によるインターネット利用者への提供）を可能とする諮問内容は、適当なものと認める。

##### 3 既存の類型答申の廃止について

平成 22 年 1 月 14 日付け類型答申を廃止する諮問内容は、適当なものと認める。

(6) 住民基本台帳法施行条例に規定する事務の追加について

市町第246号  
平成28年7月12日

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会会長  
宇賀克也様

神奈川県知事  
黒岩祐治

住民基本台帳法施行条例に規定する事務の追加について（諮問）

このことについて、住民基本台帳法第30条の40第2項の規定に基づき、住民基本台帳法施行条例に規定する事務について、別添のとおり御審議していただきたく諮問します。

答申第35号  
平成28年7月20日

神奈川県知事  
黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会  
会長 宇賀 克也

住民基本台帳法施行条例に規定する事務の追加に関する意見について（答申）

住民基本台帳法第30条の40第2項の規定に基づき、平成28年7月12日付け市町第246号をもって諮問のありました標記のことについては、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。